

「日本センター外国人材関連事業設計業務（仮称）」

（意見招請日：2020年8月28日）について寄せられた質問等に関する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
1	P. 4	1. 業務の背景	「労働者側の制度理解に係る啓発活動」が課題として挙げられているが、技能実習生や外国人材を受け入れる側の日本企業・団体に関しても、外国人材を受け入れる上での環境整備や理解促進が必要ではないか。	日本企業・団体に対する働きかけについて、日本センターが提供するサービスとしてニーズがあり、妥当性および実現可能性が高いということであれば支援メニューの一つとして調査結果に含めていただくことは可能とします。 参考までに、JICAは、日本において外国人労働者を受け入れる企業及び業界団体、労働組合、市民社会、メディア、研究者などのステークホルダーによって新たに立ち上げ準備中の「責任ある外国人材受け入れプラットフォーム」に参画予定であり、別途これらの取り組みを通じて外国人受け入れの環境整備や理解促進を図っていくことを計画しています。
2	P. 5	5. 業務の内容 (2)	「本調査に先行あるいは並行して、一部の日本センターでは現地コンサルタント等を備上して、現地での日本就労に関する課題・ニーズ調査を実施する予定」とあるが、本件は現在履行中の日本センター案件で実施予定か、別の調査が行われる予定か。	調査は現地コンサルタント等に委託する形で実施するもので、「日本センター案件」契約に含まれておりません。
3	P. 6	5. 業務の内容 (5)	国内リソース（想定しうる講師や教材開発の依頼先）については、講師は団員の（4）日本人講師、教材開発の依頼先は再委託先と考えてよいか。	国内リソースに、講義を依頼する場合は日本人講師として団員の（4）となっただけ、国内リソースに組織として教材開発を依頼する場合は、教材開発の再委託先として関わっていただくことを想定しています。
4	P. 7	5. 業務の内容 (6)	「同コンテンツには、業界理解、職種、キャリアパスの紹介をオンラインで行う教材を外部組織からコンテンツ素材の無償提供を受ける形で共同制作する」とあるが、共同制作の場合には連携機関はどのような形で案件に組み込まれるか（謝礼金等の扱いについて）。	外部組織に対する謝礼金等の支払いは想定しておりません。
5	P. 7	5. 業務の内容 (6)	「なお、連携先の発掘においては、JICA が主体となって、覚書を取り交わしている業界団体（農業協同組合など）や地方銀行等も視野に入れ、調査結果を踏まえて連携交渉を進める」とあるが、農業共同組合や地方銀行との連携については現時点で貴機構ではどのような想定をされているか。	現段階で特定の農業協同組合や地方銀行との連携について想定しておりません。
6	P. 9	5. 業務の内容 (9)	本紙の質問事項1に関連して、「日本センターのレピュテーションリスク回避の観点」からも、技能実習生等の制度理解やキャリアデザインのみ（実習生等への教育だけ）ではなく、業務仕様書に記載があるとおり、「受け入れ先企業等が万全の体制を構築」する必要がある。 当該「受け入れ先企業の体制構築」は貴機構の事業範囲外と想定するが、実習生と企業間の意識の差を埋めることが、技能実習生制度の課題を解決する上では必須と考える。受け入れ企業の意識改革や制度構築のため教育・研修については、自治体にみならず他の省庁や公的機関との連携が必要と考えるが、受け入れ先企業の体制構築について、自治体以外の他の公的機関等との連携を現在検討しているかを知りたい。 例）実習生は実習期間後のキャリアデザインをしたが受け入れ先企業は単に労働力としか考えていなかった、実習生は日本企業の組織文化を学んだが受け入れ先企業は多様性についての理解が不十分だった など	回答 1 をご参照下さい。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
7	P. 2	3、意見提出方法 参考見積書（書式自由）の提出 1 1 参考見積書の提出がなくとも、本公示への応札は妨げません。	注釈1として、「参考見積書の提出がなくとも、本公示への応札は妨げません。」との注釈記載はあるものの、「意見提出」についての注釈がありません。つまり、意見提出がなければ、本公示へは参加できずという理解になりますか？	意見招請と、追って実施される公示は別です。従いまして意見書の提出がなくても、公示への参加は可能であり、意見の提出がなくても不利となる事はありません。
8	P. 2	3、意見提出方法 加えて本公示において応札を希望される社の皆様につきましては・・・	「加えて本公示において応札を希望される社の皆様につきましては、意見提出とあわせ、・・・参考見積書（書式自由）の提出にご協力をお願いします」との記載がありますが、意見書と参考見積書を提出した場合でも本案件への応札が必ずしも求められることはないとの理解でよろしいか。	意見招請と、追って実施される公示は別です。意見をご提出されたとしても、公示の参加を強制することも、他の案件への入札に対して不利となる事はありません。
9	P. 4	1. 業務の背景 JICA「東南アジア地域地方創生とODAとの連携の可能性に係る情報収集・確認調査」（2019-2020）などの先行調査から・・・	ここに記載されている先行調査などの報告書は、配布資料あるいは閲覧資料として公示時に提供される予定でしょうか？	本調査のうち、公示の際に提供できる情報は、仕様書に参照先URLを記載するか、配布資料とします。 なお、調査が未完了の報告書（東南アジア地域地方創生とODAとの連携の可能性に係る情報収集・確認調査）につきましては、中間報告発表資料を提供します。また、報告書本体が非公開のもの（中小企業・SDGsビジネス支援事業等における外国人材受入・還流にかかる調査）につきましては、外部公開資料のみ配布資料となります。
10	P. 4	1. 業務の背景 JICA「東南アジア地域地方創生とODAとの連携の可能性に係る情報収集・確認調査」（2019-2020）などの先行調査から・・・ ③現地教育・訓練機関及び現地送出機関等の補完	ここで言われている「補完」とは、これら現地教育・訓練機関及び現地送出機関等のどのような機能を日本センターはもつべきである、対応すべきであると提言されているのでしょうか？具体的にどのような機能等があげられているのかご教示いただきたい。	「補完」とは、現地教育・訓練機関および送り出し機関等が有していない、あるいは十分に提供できていない渡航前の能力強化を補完するとの趣旨です。具体的には、本邦での就労経験後のキャリアパスや業界・業種理解のEラーニング講座の提供（遠隔教材）などが挙げられます。
11	P. 6	5. 業務の内容 (4)外国人材受入に係る日本センターの支援メニュー（案）策定 策定にあたっては、7（2）の留意事項に十分配慮し・・・	7.（2）は、6.（2）と読み替えればよろしいか？	ご指摘のとおりです。
12	P. 7 P. 12	P7 5. 業務の内容 (5)外国人材向けの新たなコース企画・アイデア一覧作成 上記（1）～（3）の結果を踏まえ・・・、また、民間企業が同様のコースを現地またはオンラインにて実施している場合は、民業圧迫とならないよう差別化を検討する。 P12 6. 留意事項 (2)日本センターは設置国の・・・その収益性並びに民業圧迫とならないことが重要な決定要因となるため、	過去、日本センター事業において、「民業圧迫」であると指摘された業務内容、サービス内容など具体的な事例がありましたらご教示いただきたい。	日本センターが直接そのような指摘を受けた具体的な事例はありません。
13	P. 8	5. 業務の内容 (7) 5 つのオンラインコースおよび特定技能3業種コンテンツの仕様書作成	“「Eラーニングシステム調査中間報告書」を参照する。”とありますが、本報告書は配布資料あるいは閲覧資料として公示時に提供される予定でしょうか。	質問9への回答をご参照下さい。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
14	P. 8	5. 業務の内容 (7) 5つのオンラインコースおよび特定技能3業種コンテンツの仕様書作成	“オンライン教材コンテンツの配信方法は、日本センターで導入中のクラウドサービス(Moodle)に掲載するものと想定する。”とあるが、仕様書の範囲は、Moodleで動作する状態の教材の提供だけでよいのか、もしくは、Moodleへの導入、運用方法の支援も含まれるのでしょうか。	Moodleへの導入、運用方法の支援は含まず、教材提供のみとなります。
15	P. 8 P. 9	5. 業務の内容 (7) 5つのオンラインコースおよび特定技能3業種コンテンツの仕様書作成 (8) 外国人材向けの新たなコースの試行および教材レビュー・助言	オフラインで実施するコースについては、「日本人講師を配置し、現地渡航は7日間(移動日含む)」とコース規模を把握できる情報が提供されていますが、オンラインコースについては、規模・実施方法等についての目安はありますか。例えば、 -いつでも学習が開始できる自習型か、もしくは、募集を行って実施するオンライン講座とするか。 -単独のコンテンツを提供するものか。ある程度オフラインの一つの講座と同様規模の学習内容を、パッケージとして学習できるものにするのか。 -単純な基礎的な知識を習得することを目的とするのか、事例などを使用して学習者が考えながら学習することも目的とするのか。	現時点では以下のように考えておりますが、本公示の際記載します。 ● センターごとに自習型、集合型のいずれの形態も想定されることから、汎用性の高い形態であることが望ましい。 ● オンラインコースについては、1コース60分以内、ただし5-10分程度の短いコマに分割して学べるように構成する。 ● コースのテーマに応じて、基礎的な知識の学習が主となる想定であるが、受講者があきないよう事例を盛り込む、アクティブラーニングの要素を取り入れるといった工夫が望まれる。
16	P. 9	5. 業務の内容 (8) 外国人材向けの新たなコースの試行および教材レビュー・助言	“また、オンラインコースについては、(5)で選定された5つの教育コンテンツ(オンライン教材)制作を発注者が調達後、(6)で収集した素材を引き渡し、教材開発段階において、上記(1)で抽出された課題解決に資するよう助言を行い、必要に応じて教材の材料提供や教材の一部作成を含む支援を行う。”とありますが、特定技能3業種の「外国人材向けキャリアデザイン講座(業界編)」のオンラインコンテンツに対する支援は、本業務の対象と考えてよいか。	特定技能3業種のオンラインコンテンツの作成支援は、本業務の対象となります。
17	P. 9 P. 10 P. 11	5. 業務の内容 (10) 関心の高い地方自治体のヒアリングと日本センターサービスのマッチング (11) 支援メニュー実施に向けた現地調査(全センターにつき2回渡航) (12) 関心企業・団体向け海外ミッションの企画・実施(キルギス共和国)	こちらの3項目で、特に「キルギス共和国」を特出しされている背景をご教示いただきたい。例えば、日本企業が海外進出を検討するに際し、その進出対象国として「キルギス共和国」に関する認識度合いが低いため、その活動を促進するために設定された項目であると理解してよいか。	キルギス日本センターからの要望を受けており、対象国としております。
18	P. 12	6. 留意事項 (4) オンラインコースコンテンツを含む各種教材や素材等を外部の民間企業や団体から提供、利用許諾を受けこれを利用する場合	“これらの企業や団体と共同でコンテンツ開発を行う場合、コンテンツの公開範囲や著作権や肖像権等の権利処理、関係者間の守秘義務契約について当該企業や団体とJICAとの間で取り扱いについて協議を図ったうえで進めることが必要になる。”とあるが、すでに、貴殿機構では「外国人材向けキャリアデザイン講座(共通・業界編)」の開発において同等の権利処理を行っているかと思われる。そこで使用している著作物等の利用許諾取得や承諾にかかる貴機構の共通的な手続きがあればご教示いただきたい。	具体的な取り決めについては、JICA法務課の確認を得ながら企業や団体と協議をすることで定めることとなりますので、契約締結後に決まるものです。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
19	P. 14 P. 17	P. 14 8. 業務量目途と業務従事者の構成、業務形態 (1) 総括 ②業務内容、業務量 (120人日、内、1週間×14回ほどの海外渡航含む) (3) 自治体連携担当 ②業務内容、業務量 (360人日、内、1週間×7回×2年の海外渡航含む) P. 17 資料2 経費に係る留意点 1. 経費の積算に係る留意点 (3) 定額で見積る直接経費	P17の(3) 定額で見積る直接経費を示す表の備考には、「団員2名が全センター各2回渡航と日本人講師6回渡航を想定」との記載がある。 従い、P14に記載の(1) 総括と(3) 自治体連携担当の業務量に記載されている渡航に関する日数・回数などに関する内容は、 (1) 総括 1週間×14回 ⇒ 1週間×7か国×2回 (=1回渡航毎に1か国を訪問し、プロジェクト期間内に7か国×各2回の訪問) (3) 自治体連携担当 1週間×7回×2年 ⇒ 1週間×7か国×2回 と読み替えてもよろしいか？	原則的には1渡航につき1か国の滞在を想定します。ただし例外を認めないものではないので、事前にご相談ください。
20	P. 14	8. 業務量目途と業務従事者の構成、業務形態 (2) 副総括／新規コースコンテンツ企画調査担当	ここであえて「副総括」と位置付けている意図をご教示いただきたい。 業務監理体制を構築する45歳以下の配置であれば自動的に若手加点を行うことを想定されているのでしょうか？また、「副総括」とは、「副業務主任」との理解でよろしいか？	各業務ごとの関係性が高いため、総括のみならず副総括を置くことで、一体性を有した業務の進め方を期待する意図です。若手加点の有無については、本公示で明記します。
21	P. 15	8. 業務量目途と業務従事者の構成、業務形態 (3) 自治体連携担当	”基本的には受注者が執務場所を確保する。ただし打合わせはJICA本部会議室で実施することとする。”とありますが、打合わせ場所をJICA本部会議室と限定する意図をご教示いただきたい。	受注者とJICAとの打合せ場所についてはJICA本部会議室としますが、受注者と外部機関との打合わせについてはこれに拠りません。
22	P. 15	8. 業務量目途と業務従事者の構成、業務形態 (3) 日本人講師 ②業務内容、業務量 47人日、1週間×3回×2年の海外渡航を予定	P9 (8) 外国人材向けの新たなコースの施行および教材レビュー・助言 の項目では「既に要望のしているキルギス共和国においては、6回のうち1回を割当て、日本就労に係る現地セミナーを企画・実施する」との記載がある。つまり、キルギス共和国へは1回の渡航で7日間を割当て、残回数5回でキルギス共和国以外の6か国(7センター)へ渡航・訪問する(1回渡航で複数国、複数センターを巡回せねばならない場合がでてくる)という想定でしょうか？	ご指摘のとおりです。
23	P. 17 P. 18	資料2 経費に係る留意点 1. 経費の積算に係る留意点 (3) 定額で見積る直接経費	直接経費の各項目の定額を算出された際の計算根拠・基準となる単価、渡航回数、コース数、翻訳枚数、車両備上時間などを、貴機構にて想定されている業務内容、ボリュームなどをご教示いただきたい。 また、国内旅費については、その試算にはこういった活動内容が含まれているのかご提示いただきたい。 通常の業務実施契約案件では、自治体への訪問、地方企業への訪問・打合せなどでの国内旅費は認められておりません。その条件の中で、国内旅費をどのように定額算出の試算をされたのかご教示いただきたい。	直接経費のうち、価格競争の対象とする項目の単価、回数等については、公示の際には可能な範囲でより詳細な情報を記載するようにします。 なお、訪問先として想定される自治体は本公示にて提案させていただきます。
24	P. 9	(8) 外国人材向けの新たなコースの試行および教材レビュー・助言	「オフラインコース、オンラインコースをそれらのブレンドを～中略～現地にて実施、～中略～現地渡航日程が7日間(移動日含む)を6回実施」とのことですが、各国で研修対象となる方々が、COVID-19 禍において移動や対面研修について不可、拒否、自粛状況なども加味する必要があるかと存じます。「ニーズも踏まえた上で」とのことですが、ニーズによりすべてオンラインでの実施ニーズが高い場合、対面を全く実施しないことも選択可能でしょうか？	COVID-19の各国状況を踏まえたニーズに基づいて判断することになります。従って感染拡大状況によっては、6. (4) 記載のとおり、実際の渡航を伴わないケースも想定されます。いずれも、本公示の際に明記します。
25	P. 9	同上	オフライン実施となった場合、出国前、出国後のPCR検査費用および、帰国後の2週間待機に係る宿泊費用、交通手段(公共交通機関使用不可)について、ご提示の(P17)の直接経費に含まれていますでしょうか？	現在の定額見積の費用項目には含まれておりませんが、かかる費用が発生する場合には、精算の対象とし、本公示の際に明記します。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
26	P. 7	(4) 外国人材受入に係る日本センターの支援メニュー(案) 策定	技能実習と異なり、特定技能の新制度については注目される企業の幅に広がったように感じられますが、その反面サポート体制の整わない企業においては定着に不安、難航という事例も聞いております。就労側のみならず受入企業における支援は不可欠かと思いますが、企業への支援メニューは本事業には含まれていますでしょうか？	回答 1 をご参照下さい。